大法廷首席書記官等に関する規則の運用について

平成６年７月１８日総一第１８３号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長依命通達

改正　平成９年１１月２６日総一第３２２号
平成１０年３月２０日総一第８５号
平成１０年７月２７日総一第２２７号
平成１６年４月１日総一第１８９号
平成１７年２月１４日総一第 000068 号
平成１７年７月２７日総一第 000690 号
平成１９年３月２９日総一第 000326 号
平成２０年５月３０日総一第 000776 号
平成２１年３月２７日総一第 000345 号
平成２２年１月２７日総一第 000022 号
平成２２年３月２９日総一第 000347 号
平成２３年７月２９日総一第 000913 号
平成２６年２月１３日総一第１６８号
令和４年３月３０日総一第３１６号
令和５年３月７日総一第９９号
令和６年３月１日総一第１８０号

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和２９年最高裁判所規則第９号。以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第１　首席書記官の職務

１　指導監督

⑴　首席書記官が規則第３条第４項から第６項までの規定により裁判所書記官及び裁判所速記官（以下「裁判所書記官等」という。）の一般執務について行う指導監督（⑵から⑷までにおいて「指導監督」という。）については、次に定めるところによる。

ア　裁判所書記官等の事務が法律、規則、規程、通達等に従い適正かつ能率的に処理されているかどうかについて査閲する。

イ　査閲に当たっては、次に掲げる事項に重点を置く。

（ア）事件に関する記録その他の書類の作成、整理及び保管に関する事項
（イ）事件に関する法令、判例等の調査の補助に関する事項
（ウ）事件に関する帳簿諸票の備付け等に関する事項
（エ）事件に関する送達及び通知に関する事項
（オ）保管金、押収物等の取扱いに関する事項
（カ）予納郵便切手及び収入印紙の取扱いに関する事項
（キ）録音反訳の利用に関する事項
（ク）事件に関する速記及びこれに関する事務に関する事項

ウ　査閲の結果その他の事由により必要があると認めるときは、裁判所書記官等の事務について下級裁判所事務処理規則（昭和２３年最高裁判所規則第１６号）第４条の部（同規則第１０条の２第２項の規定により部とみなされるものを含む。以下単に「部」という。）の相互の間を調整し、裁判所書記官等に指示を与え、又はこれを指導する。

エ　裁判所書記官等の事務が適正かつ能率的に処理されるための諸施策

を企画立案し、及び実施する。
オ　裁判所書記官等の勤怠、執務の態度及び行状に留意し、必要があると認めるときは、これに注意を与える。
(2)　首席書記官は、指導監督に関し、必要と認める事項について、当該裁判所書記官等の属する部の裁判官に意見を述べることができる。
(3)　首席書記官は、指導監督に関し、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、裁判部企画官又は速記管理官に補佐させることができる。
(4)　首席書記官の指導監督の権限は、裁判所書記官の補助者として部に配置された裁判所事務官に及ぶ。
2　訟廷事務
首席書記官が規則第３条第４項から第６項までの規定によりつかさどる訟廷事務とは、次に掲げる事項に関する事項をいう。
(1)　事件の受付及び分配に関する事項
(2)　事件に関する記録の受領及び送付に関する事項
(3)　事件に関する帳簿諸票の整備に関する事項
(4)　国選弁護人に関する事項
(5)　押収物等の受入れ、仮出し及び処分に関する事項
(6)　事件報告の資料の収集等に関する事項
(7)　裁判事件票その他の裁判統計の資料の作成に関する事項
(8)　事件に関する記録その他の書類の保存、廃棄及び独立行政法人国立公文書館への送付並びに事件に関する帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
(9)　当事者その他の関係人の事件に関する記録その他の書類及び証拠物の閲覧及び謄写に関する事項
(10)　当事者その他の関係人の請求による事件に関する記録その他の書類の正本、謄本、抄本等の交付に関する事項
(11)　裁判書、控訴趣意書、上告理由書等の浄書及び謄写に関する事項
(12)　裁判官及び裁判所書記官のてん補に関する事項
(13)　廷吏の配置及び指導監督に関する事項
(14)　法廷、準備手続室、審判廷、調停室等の事件のために使用する各室の管理に関する事項
(15)　裁判事務用器具の使用の調整に関する事項
(16)　過料の徴収に関する事項
(17)　法廷警備等の連絡及び協議に関する事項
(18)　録音反訳に係る庶務に関する事項
(19)　裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者への通知、裁判員候補者に対する調査その他の裁判員及び補充裁判員の選任に関する事項
(20)　裁判所速記官のてん補に関する事項
(21)　裁判所速記官の事務の連絡調整に関する事項
(22)　事件に関するシステム等の利用及びその障害対応等に関する事項
(23)　事件に関する事務のデジタル化に係る研修及び情報通信技術の利用についての部の支援に関する事項
3　支部の裁判所書記官等に対する権限
首席書記官は、当該裁判所の支部の裁判所書記官等の一般執務及び訟廷事務について指導監督することができる。
4　管内の下級裁判所の裁判所書記官等に対する権限
(1)　首席書記官は、当該裁判所の命により、管轄区域内の下級裁判所の裁判所書記官等の一般執務及び訟廷事務について指導監督することができる。
(2)　高等裁判所は、首席書記官が行う管轄区域内の地方裁判所の裁判所速記官の一般執務及び速記に関する訟廷事務についての指導監督に関し、

当該高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の速記管理官に補佐させることができる。

第２　知的財産高等裁判所首席書記官の職務

１　指導監督

知的財産高等裁判所首席書記官が規則第３条の２第３項の規定により裁判所書記官の一般執務について行う指導監督については、第１の１に定める首席書記官の例による。

２　訟廷事務

知的財産高等裁判所首席書記官が規則第３条の２第３項の規定によりつかさどる訟廷事務については、第１の２に定める首席書記官の例による。

第３　次席書記官の職務

１　首席書記官の補佐

⑴　次席書記官が規則第４条第３項の規定により首席書記官に対して行う補佐は、首席書記官が規則第３条第４項から第６項までの規定により行う職務の全てに及ぶ。

⑵　次席書記官が行う⑴の補佐の内容は、当該裁判所が定める。⑶　次席書記官の配置された支部においては、当該次席書記官が、⑴の補佐として、当該支部の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

２　首席書記官の職務の代行

⑴　規則第４条第１項の規定により置かれた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の次席書記官は、当該裁判所の民事の首席書記官、刑事の首席書記官若しくは首席書記官に事故のあるとき、又は民事の首席書記官、刑事の首席書記官若しくは首席書記官が欠けたときは、その職務を行う。

⑵　規則第４条第１項の規定により置かれた家庭裁判所の次席書記官は、当該家庭裁判所の家事の首席書記官、少年の首席書記官若しくは首席書記官に事故のあるとき、又は家事の首席書記官、少年の首席書記官若しくは首席書記官が欠けたときは、その職務を行う。

第４　総括主任書記官の職務

総括主任書記官が規則第４条の２第３項の規定により主任書記官等の一般執務について行う指導監督については、第１の１に定める首席書記官の例による。

第５　主任書記官の職務

１　指導監督

主任書記官が規則第５条第３項及び第４項の規定により裁判所書記官等の一般執務について行う指導監督については、第１の１に定める首席書記官の例による。

２　訟廷事務

規則第５条第４項に規定する上席の主任書記官及び同条第５項に規定する主任書記官が同条第４項又は第５項の規定によりつかさどる訟廷事務については、第１の２に定める首席書記官の例による。

第６　主任速記官の職務

主任速記官が規則第５条の２第３項の規定により裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第１の１に定める首席書記官の例による。

第７　訟廷管理官の職務

１　指導監督

訟廷管理官が規則第６条第４項の規定によりその下に配置された裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第１の１に定める首席書記官の例による。

２　訟廷事務

訟廷管理官が規則第６条第４項の規定によりつかさどる訟廷事務とは、第１の２に掲げる事務をいう。ただし、裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあっては同２の⒆に掲げる事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあっては同⒇及び(21)に掲げる事務をそれぞれ除く。

第８　訟廷副管理官の設置等

１　訟廷副管理官の設置

(1)　最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷副管理官及び少年の訟廷副管理官又は家事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は訟廷副管理官を置く。

(2)　訟廷副管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷副管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷副管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

(3)　民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官並びに訟廷副管理官は、裁判所速記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の訟廷管理官若しくは刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を助ける。

(4)　家事の訟廷副管理官及び少年の訟廷副管理官は、訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の訟廷管理官又は少年の訟廷管理官を助ける。

２　係及び係長の設置

(1)　訟廷管理官の事務を分掌させるため、その下に、別に定めるところにより係を置く。

(2)　各係に、係長を置く。

(3)　係長は、当該裁判所の裁判所書記官の中から、当該裁判所（簡易裁判所にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。ただし、最高裁判所の指定する係の係長については、当該裁判所の裁判所書記官又は裁判所事務官の中から当該裁判所が命ずる。

(4)　係長は、上司の命を受けて、係の事務をつかさどる。

３　専門職の設置

(1)　訟廷管理官の下に、別に定めるところにより専門職を置く。

(2)　専門職は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。

(3)　専門職は、上司の命を受けて、専門の事務に従事する。

(4)　専門職には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

４　調査員の設置

(1)　訟廷管理官の下に、別に定めるところにより調査員を置く。

(2)　調査員は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。

(3)　調査員は、上司の命を受けて、特定の調査その他の事務に従事する。

５　主任の設置

(1)　訟廷管理官の下に、別に定めるところにより主任を置く。

(2)　主任は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。

(3)　主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

６　裁判所書記官及び裁判所事務官の配置

規則第５条第４項に規定する上席の主任書記官（訟廷管理官の置かれて

いる裁判所の支部及び簡易裁判所の上席の主任書記官を除く。）及び同条第５項に規定する主任書記官の訟廷事務を補助させるため、その下に相応な員数の裁判所書記官及び裁判所事務官を配置することができる。

第９　裁判員調整官の職務

裁判員調整官が規則第６条の２第３項の規定によりつかさどる裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務とは、第１の２の⒆に掲げる事務をいう。

第１０　裁判員調整官の下に置く係の設置等

１　係及び係長の設置

⑴　裁判員調整官の下に、別に定めるところにより係を置く。

⑵　係に、係長を置く。

⑶　係長は、当該地方裁判所の裁判所書記官の中から当該地方裁判所が命ずる。

ただし、最高裁判所の指定する係の係長については、当該地方裁判所の裁判所書記官又は裁判所事務官の中から当該地方裁判所が命ずる。

⑷　係長は、上司の命を受けて、係の事務をつかさどる。

２　専門職の設置

⑴　裁判員調整官の下に、別に定めるところにより専門職を置く。

⑵　専門職は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。

⑶　専門職は、上司の命を受けて、専門の事務に従事する。

⑷　専門職には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

３　調査員の設置

⑴　裁判員調整官の下に、別に定めるところにより調査員を置く。

⑵　調査員は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。

⑶　調査員は、上司の命を受けて、特定の調査その他の事務に従事する。

４　主任の設置

⑴　裁判員調整官の下に、別に定めるところにより主任を置く。

⑵　主任は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。

⑶　主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

第１１　裁判部企画官の職務の分担の調整

首席書記官が複数置かれた裁判所の裁判部企画官の職務の分担の調整は、当該裁判所の長が行う。

第１２　裁判部企画官の下に配置する裁判所書記官及び裁判所事務官

１　規則第６条の３第３項に規定する裁判部企画官が参画する企画及び立案を補助させるため、その下に相応な員数の裁判所書記官及び裁判所事務官を配置することができる。

２　１の定めにより配置された裁判所書記官は、上司の命を受けて、規則第６条の３第３項に規定する裁判部企画官が参画する企画及び立案に関する事務を整理する。

第１３　速記管理官の職務

１　指導監督

⑴　速記管理官が規則第７条第３項の規定によりその下に配置された裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第１の１に定める首席書記官の例による。

⑵　速記管理官が規則第７条第３項の規定により首席書記官に対して行う補佐は、首席書記官が規則第３条第４項の規定により行う裁判所速記官の一般執務についての指導監督のすべてに及ぶ。

２　訟廷事務

速記管理官が規則第７条第３項の規定によりつかさどる速記に関する訟

廷事務とは、第１の２の⑳及び㉑に掲げる事務をいう。

第１４　速記副管理官の設置等

１　速記副管理官の設置

⑴　最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官を置く。

⑵　速記副管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

⑶　民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官は、裁判所速記官の一般執務についての指導監督及び速記に関する訟廷事務に関し、当該地方裁判所の民事の速記管理官又は刑事の速記管理官を助ける。

２　裁判所事務官の配置

速記管理官の速記に関する訟廷事務を補助させるため、その下に相応な員数の裁判所事務官を配置することができる。

第１５　その他

１　首席書記官等の職務権限の調整

民事の首席書記官及び刑事の首席書記官の職務権限の調整は当該高等裁判所若しくは地方裁判所の長又は司法行政事務を掌理する当該簡易裁判所の裁判官が、家事の首席書記官及び少年の首席書記官の職務権限の調整は当該家庭裁判所の長が行う。

２　首席書記官等の意見の聴取

高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所、知的財産高等裁判所又は司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官は、次に掲げる事務を処理するについて、当該職員を監督する首席書記官（当該職員が次席書記官の配置された支部の職員である場合にあっては、当該次席書記官）、知的財産高等裁判所首席書記官、規則第５条第４項に規定する上席の主任書記官又は同条第５項に規定する主任書記官の意見を聴くものとする。

⑴　職員の配置

⑵　職員の昇格、昇給その他の身分に関する処置

⑶　職員の研修及び協議会の企画

３　上席の主任書記官の指名

規則第５条第４項に規定する上席の主任書記官は、当該支部又は簡易裁判所の主任書記官の中から、高等裁判所の支部の上席の主任書記官については当該高等裁判所が、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の上席の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が指名する。

付記

１　実施

この通達は、平成６年８月１日から実施する。

２　通達の廃止

昭和５６年４月１日付け最高裁総一第９０号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」（以下「旧通達」という。）は、平成６年７月３１日限り、廃止する。

３　経過措置

⑴　この通達の実施前に旧通達の定めによりされた民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官を置く地方裁判所の指定並びに民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官を置く地方裁判所の指定は、この通達記第６の１の⑴又は記第８の１の⑴の定めによりされたものとみなす。

⑵　この通達の実施の際現に旧通達の定めにより訟廷副管理官、係長、専門職、調査員、主任又は速記副管理官に任命されている者は、この通達記第６の１の⑵、２の⑶、３の⑵、４の⑵若しくは５の⑵又は記第８の１の⑵の定めにより任命されたものとみなす。

⑶　この通達の実施前に旧通達の定めによりされた規則第５条第４項に規定する上席の主任書記官の指名は、この通達記第９の３の定めによりされたものとみなす。

付記（平９．１１．２６総一第３２２号）
　この通達は、平成９年１２月１日から実施する。
付記（平１０．３．２０総一第８５号）
　この通達は、平成１０年４月１日から実施する。
付記（平１０．７．２７総一第２２７号）
　この通達は、平成１０年８月１日から実施する。
付記（平１６．４．１総一第１８９号）
　この通達は、平成１６年４月１日から実施する。
付記（平１７．２．１４総一第 000068 号）
　この通達は、平成１７年４月１日から実施する。
付記（平１７．７．２７総一第 000690 号）
　この通達は、平成１７年８月１日から実施する。
付記（平１９．３．２９総一第 000326 号）
　この通達は、平成１９年４月１日から実施する。
付記（平２０．５．３０総一第 000776 号）
　この通達は、平成２０年８月１日から実施する。
付記（平２１．３．２７総一第 000345 号）
　この通達は、平成２１年４月１日から実施する。
付記（平２２．１．２７総一第 000022 号）
　この通達は、平成２２年２月１日から実施する。
付記（平２２．３．２９総一第 000347 号）
　この通達は、平成２２年４月１日から実施する。
付記（平２３．７．２９総一第 000913 号）
　この通達は、平成２３年８月１日から実施する。
付記（平２６．２．１３総一第１６８号）
　この通達は、平成２６年４月１日から実施する。
付記（令４．３．３０総一第３１６号）
　この通達は、令和４年４月１日から実施する。
付記（令５．３．７総一第９９号）
　この通達は、令和５年４月１日から実施する。
付記（令６．３．１総一第１８０号）
　この通達は、令和６年４月１日から実施する。